

第42回サステナビリティ基準委員会（SSBJ） での審議の概要

2024年10月30日開催

2024年11月1日

第42回の審議では、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告にあたり、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により調整し、報告期間に係る排出量を算定しなければならないとする公開草案の変更（気候基準案第53項及び54項の削除の提案、審議事項A2-3）や、前回の事務局提案の一部を変更する提案（審議事項A1-2）などがありました。

【第42回SSBJで審議された事項】

IFRS S1号及びS2号に相当する基準の開発

- (1) 気候基準第51項に関する検討（審議事項 A2-1）
- (2) 地球温暖化係数に関する取扱い（審議事項A2-2）
- (3) 気候基準案第53項及び第54項に関する検討（審議事項A2-3）
- (4) 気候基準案第52項及び第64項に関する検討（審議事項A2-4）
- (5) つながりのある情報と後発事象（審議事項A1-2）
- (6) コメント対応表（質問11）（審議事項A1-3）（※1）

（※1）審議事項A1-3については、資料は非公開

上記の事項は、2024年3月29日にSSBJより公表されたサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の公開草案（※2）に寄せられたコメント（コメント期限2024年7月31日）について、SSBJ事務局が分析の上、コメントへの対応につき個別に提案を行ったものです。

（※2）2024年3月29日に公表された3つの公開草案

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

(1) 気候温暖化基準第51項に関する検討（審議事項 A2--1）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、気候基準案第51項について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 温室効果ガスの排出の測定に関して次の定めを置く。
 - 温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」（以下「GHGプロトコル(2004年)」という）に従って測定しなければならない。（本公開草案から変更なし）
 - ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するにあたりGHGプロトコル(2004年)とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。（本公開草案から変更なし）

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(2) 地球温暖化係数に関する取扱い（審議事項A2-2）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、地球温暖化係数に関する取扱い（気候基準案第67項～70項）について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 地球温暖化係数に関して、次の定めを置く。
 - 温室効果ガス排出に関する開示を行うにあたり、7種類の温室効果ガスをCO₂相当量に集約しなければならない。（本公開草案から変更なし）
 - 温室効果ガス排出を測定するにあたり、直接測定の方法による場合、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という）の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、7種類の温室効果ガスをCO₂相当量に変換しなければならない。（本公開草案から変更なし）
 - 温室効果ガス排出を測定するにあたり、見積りの方法による場合で、当該見積りにおいて使用する排出係数が、既に、構成する温室効果ガスをCO₂相当量に変換したものである場合、報告期間の末日において利用可能な、最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いて、排出係数を再計算することは要求されない。（本公開草案から変更なし）
 - 一方、温室効果ガス排出を測定するにあたり、見積りの方法による場合で、当該見積りにおいて使用する排出係数が、構成する温室効果ガスをCO₂相当量に変換したものではない場合、報告期間の末日において利用可能な、最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いなければならない。（本公開草案から変更なし）
- ② 解説記事において、最新のIPCCの評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数を提供する。（本公開草案に含まれていない提案）
- ③ また、解説記事において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果がガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という）を用いる場合の地球温暖化係数の取扱いに関する情報を提供する。（本公開草案に含まれていない提案）

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

なお、温対法を用いる場合の地球温暖化係数の取扱いについて明確化を求めるコメント(2024年4月から施行されている改正温対法においては、現時点で最新のIPCC第6次報告書ではなく、IPCC第5次報告書に基づく係数の使用が要求されている中で、温対法を用いてSSBJ基準に基づく開示を作成する場合に、最新のIPCC第6次報告書に基づく地球温暖化係数を用いて再計算することが要求されるのかどうか)に対しては、事務局より再計算することは要求されない、との考えが示されました。

(3) 気候基準案第53項及び第54項に関する検討（審議事項A2-3）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、温対法の対象企業が、当該制度に基づく温室効果ガス排出量の報告をすることを選択した場合の定め（気候基準案第53項及び第54項）に関連して、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、温室効果ガス排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により調整し、報告期間に係る排出量を算定しなければならないと定める。（本公開草案から変更あり）
- ② 「合理的な方法」については、解説記事により情報を提供する。（本公開草案に含まれていない提案）
- ③ 温対法の対象企業が、当該制度により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合の定め（気候基準案第53項及び第54項）を削除する。（本公開草案から変更あり）
- ④ 上記①から③の変更について、再度公開草案を公表しない。

- ⑤ 解説記事において、温対法を用いる場合の排出係数の取扱いに関する情報を提供する。(本公開草案に含まれていない提案)
- ⑥ 制度設計の変更等を要望するコメントについては、金融庁に伝える。

【審議結果】

気候基準案第53項及び54項は、現行の実務や追加のコストを減らすというIFRS S2号第29項(a)(ii)の定め趣旨を踏まえて公開草案として提案されました。しかし、属性を問わず、利害関係者から、コスト低減の便益よりも、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間に差異が生じることにより、関連情報のつながりが希薄となり、情報の有用性が低下する可能性に対し強い懸念が示されたことから、上記の公開草案からの変更が事務局から提案されたものです。当該提案は基本的に支持されましたが、④の再度公開草案を公表するかどうかについては、意見が割れたため、次回以降継続検討することとなりました。

(4) 気候基準案第52項及び第64項に関する検討（審議事項A2-4）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、気候基準案第52項及び気候基準案第64項について、事務局より以下の提案がされました。

【事務局提案】

- ① 法域の当局は又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するにあたり、GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該異なる方法により測定することを選択し、かつGHGプロトコル（2004年）とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性があるときは、スコープ1、スコープ2、及びスコープ3の3つに区分して開示する温室効果ガス排出量に加え、その内訳として次の情報に分解して開示しなければならない。(本公開草案から変更なし)
 - GHGプロトコル（2004年）により測定した温室効果ガス排出量
 - GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量
- ② ①に基づき分解して開示する「GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法」が1つの法域の法令又は企業が上場する取引上の規則に関するものである場合、当該方法について気候基準案第64項の開示を行わなければならない。(本公開草案に含まれていない提案)
- ③ ①に基づき分解して開示する「GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法」が複数の法域又は企業が上場する取引所の規則に関するものである場合で、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に従い測定された温室効果ガス排出量が単独で重要性があるときは、当該重要性がある方法のそれぞれについて、温室効果ガス排出量を区分して開示したうえで気候基準案第64項の開示を行わなければならない。(本公開草案に含まれていない提案)
- ④ 気候基準案第64項（1）の「温室効果ガス排出を測定するために用いた『GHGプロトコル（2004年）』とは異なる方法」を次に置き換える。(本公開草案に含まれていない提案)
 - GHGプロトコル（2004年）とは異なる方法を要求している法域の法令又は企業が上場する取引所の規則の名称

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(5) つながりのある情報と後発事象（審議事項A1-2）

本公開草案に寄せられたコメントのうち、第41回サステナビリティ基準委員会の審議事項A1-3「公表承認日及び後発事象」において審議した「会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱い」について、第41回の審議会で聞かれた意見を踏まえて事務局より以下の再提案がされました。

【事務局提案】

- ① サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補足し、補完するものと考えられる。また、適用基準案第31項(3)では、サステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表との間のつながりが理解できるように情報を開示することを求めている。このため、我が国の会計基準に基づき作成した財務諸表において、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いを適用していたとしても、当該財務諸表との間のつながりが理解できるような情報を開示することが認められるものと考えられる。

よって、本公開草案の記載を修正したり、新たにサステナビリティ開示実務対応基準を開発したりすることはしない。
(第41回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり)

- ② 本論点において、つながりのある情報の考え方をどのように適用するのかについて、解説記事を提供する。(第41回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更あり)

【審議結果】

検討の結果、事務局の提案が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。

(6) コメント対応表 (質問11) (審議事項A1-3)

本公開草案に寄せられたコメントのうち、質問11(その他)について、事務局の対応(案)が示されました。コメント対応表は、公開草案の内容自体を見直すものではなく、公開草案の内容が正しく伝わるように表現を見直したもので、基準のような強制力は持たないことが事務局より補足されました。

【審議結果】

検討の結果、事務局の対応(案)が基本的に支持され、本公開草案の最終版に反映される予定です。なお、(質問11(その他))には多くのコメントが寄せられたため、今回示されたコメント対応表はその一部であり、今後何回かに分けて事務局対応(案)が示されるとのことです。

参考: [第42回サステナビリティ基準委員会の概要 | サステナビリティ基準委員会 \(ssb-j.jp\)](#)

関連記事: [第41回 サステナビリティ基準委員会 \(SSBJ\) での審議の概要 | 会計監査 | デロイトトーマツグループ | Deloitte](#)
[第40回 サステナビリティ基準委員会 \(SSBJ\) での審議の概要 | 会計監査 | デロイトトーマツグループ | Deloitte](#)
[第39回 サステナビリティ基準委員会 \(SSBJ\) での審議の概要 | 会計監査 | デロイトトーマツグループ | Deloitte](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュートマトリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの革新と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバース(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュートマトリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>